

第36回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年3月26日 13:30から14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員

2番 河崎 忠委員	3番 田井 博行委員	4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員	6番 三木 均委員	7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員	9番 野村 照明委員	10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員	12番 佐藤 泰正委員	13番 細川 裕委員
15番 村上 正人委員	16番 松永 征明委員	18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員	20番 稲場 洋二委員	

(以上 17名)

4. 欠席委員 14番 菊池 隆委員 21番 成田 俊英委員

(以上 2名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
 事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
 主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美  
 (以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 8番 熊坂 隆雄委員  
 10番 佐藤 裕司委員

会期決定について 平成30年3月26日 (1日)

会務概要報告

- 報告第103号 現況証明願について (市街化区域)
- 報告第104号 農業委員会のあっせん証明願について
- 報告第105号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 報告第106号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願について
- 議案第140号 現況証明願について
- 議案第141号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について
- 議案第142号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございます。  
それでは、只今より第36回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は17名です。議事録署名人に8番、熊坂隆雄委員、10番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日3月26日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。  
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。

事務局  
阿部局長補佐

まず、報告第103号「現況証明願」について報告して下さい。

それでは、議案書の3ページにございます、報告第103号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっています。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の鳥取南8丁目3番40、の一筆、公簿地目が牧場になっております217㎡の土地について、所有者の安藤忠勝氏より現況証明願があり、3月14日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、3月19日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第103号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長  
  
事務局  
阿部局長補佐

質問がないようですので、次に報告第104号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

それでは、議案書8ページ目にごございます報告第104号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で3件の証明願がございました。

議案書9ページの別表の1番は、中山恵子氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、「農業委員会のあっせん証明願」の申請がございました。

1番につきましては、平成28年12月26日開催の第21回総会、議案第87号の1番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、阿寒町共和63番2、の一筆、8,337㎡の農用地について、470,000円で安藤浩太郎氏へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

また、同総会、同議案の2番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、阿寒町共和62番5、他2筆、合計32,800㎡の農地について、1,320,000円で株式会社菅原牧場へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書9ページの別表の2番は、野澤保子氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、「農業委員会のあっせん証明願」の申請がございました。

2番につきましては、平成28年11月28日開催の第20回総会、議案第83号の8番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、阿寒町上徹別47線19番1、他11筆、合計155,739㎡の農地について、6,300,000円で株式会社天翔阿寒へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

次に、議案書9ページの別表の3番は、大沢信雄氏より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、「農業委員会のあっせん証明願」の申請がございました。

3番につきましては、平成28年10月31日開催の第20回総会、議案第80号の2番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、阿寒町蘇牛15番1、他9筆、合計158,575.58㎡の農用地について、7,580,000円で株式会社天翔阿寒へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる、農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので、報告致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
委員一同

ただいま事務局から説明がありました報告第104号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

なし

議長  
野村会長  
  
事務局  
阿部局長補佐

質問がないようですので、次に、報告第105号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。

議案書10ページにごございます、報告第105号「引き続き農業経営を行っている

旨の証明願」について報告致します。

今回、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」が12件ありました。

議案書11ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、内藤敦司氏、他11名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、それぞれ記載の日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第105号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第106号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告してください。

事務局  
阿部局長補佐

議案書12ページでございます、報告第106号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告致します。

今回、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願が1件ありました。

議案書13ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた後、農業経営を止めるに際し特定貸付を行うことで納税猶予の継続を受けております、表の1番、前久保ヒデ子氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き特定貸付を行っている旨、平成30年3月14日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第106号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。  
議案第140号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局  
阿部局長補佐

それでは、議案書の14ページでございます、議案第140号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が

必要となります。

今回は、釧路地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書15ページにございます表の1番ですが、資料は16ページと17ページにございます。

公簿地目が畑である、三津浦38番2、の一筆、4,880㎡の土地について、所有者の阿部千嘉子氏から現況証明願がございました。

3月15日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がございましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野委員から報告をお願いします。

委員  
浅野委員

議案第140号「現況証明願」について、調査報告します。

現況証明願がありました。三津浦38番2は、阿部千嘉子氏が所有する公簿地目が畑である、4,880㎡の土地であり、平成30年3月15日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は、農地採草放牧地以外で利用状況は雑種地であることを確認しました。

以上、報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

それでは、議案第140号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第140号「現況証明願」について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第140号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。それでは、次に議案第141号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について説明して下さい。

事務局  
阿部局長補佐

それでは、議案書18ページにございます、議案第141号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととなっております。資料は19ページにございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月11日から10月25日にかけての、延9日間調査を行いました。

調査農用地面積は、釧路地区が約 2,100ha、阿寒地区が約 4,200ha、音別地区が約 2,000ha で合計農地面積は約 8,300ha でしたが、遊休農地はございませんでした。

昨年度 1号遊休農地と判断した 4筆につきましては、緊急国営農地再編整備事業により再生することとなりましたことから、遊休農地であるという判断はなされておられません。

遊休農地につきましては、1号遊休農地と 2号遊休農地の区別がございます。

1号遊休農地は、農地法第 3 2 条第 1 項第 1 号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と規定されており、2号遊休農地は、農地法第 3 2 条第 1 項第 2 号に規定する「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」で 1号遊休農地を除くものとなっております。

「再生可能」であるか、「再生困難」であるかの判断につきましては、緊急国営農地再編整備事業により「再生可能」とすることとなり、農で想定している遊休農地の形を脱したものと考えます。

以上、議案第 1 4 1 号「農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査の結果」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、議案第 1 4 1 号「農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、議案第 1 4 1 号「農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査の結果」について原案の通り決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

次に議案第 1 4 2 号、「農地法第 3 条第 2 項第 5 号による別段の面積の設定」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局  
阿部局長補佐

それでは、議案書 20 ページでございます、議案第 1 4 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号による別段の面積の設定」についてご説明致します。

21 ページと 22 ページをご覧ください。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積として設定できることになりました。

このことにつきまして、平成 22 年 1 月 22 日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会は、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、釧路市は、別段の面積は定めておらず、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定されている、北海道において農地の売買等に対する下限面積である 2ヘクタールとして

おります。

これまで、別段の面積は定めない主な理由と致しましては、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3項の規定に準じて、市内の農家で2ha未満の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね4割を下回っていること、最低限自立を目指す農業経営に必要な農地面積であり、また地域の農地の集積化の推進等が上げられております。

なお、平成27年2月、第4期第32回総会において、当時の鶴間委員より別段の面積を30アールにしてはどうか、という提案があり、平成28年3月23日、第5期第12回総会において、再び審議した結果、別段の面積は定めないこととに決定しておりますが、今月6日の釧路市議会2月定例会の本会議一般質問で、元農業委員の鶴間議員より、「農地下限面積引き下げ」について質問と要請がございました。

しがしながら、この件につきましては、農業委員会の所掌に属することであり、理事者の答弁もそれに従ったものであったことをご報告致します。

平成30年度の別段の面積の設定又は修正の必要性について、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは議案第142号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは、新たに別段の面積の設定は行わないということで決定致します。  
これを持ちまして、本日の議事は全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年3月26日

議長 野村 照明

署名委員 熊取 隆雄

署名委員 佐藤 裕司

